

平成 28 年 6 月 30 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 田邊善大

平成 27 年(ワ)第 41 号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成 28 年 6 月 20 日

判 決

神戸市西区森友 2 丁目 47

原 告 日本水機調査株式会社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 工 藤 展 久

相 川 大 輔

栃木県佐野市栃木町 1051 番地

被 告 中里建設株式会社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 杉 浦 幸 彦

主 文

1. 原告の請求をいずれも棄却する。
2. 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

被告は原告に対し 550 万円及びこれに対する平成 27 年 2 月 27 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要

本件は、原告が被告に対し、平成 20 年頃被告との間で締結した上水道配水管内の洗浄に関する特殊な工法の普及及び業務管理事務を委託し、その際被告に秘密保持義務を負わせる合意をしたところ、被告が同合意に反して上記工法に関する秘密を漏洩するとともに不正に秘密を取得し、これにより損害を受けたと主張して、債務不履行又は民法 709 条の不法行為に基づき 550 万円及びこれに対する

平成 27 年 2 月 27 日（訴状送達日翌日）から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による金員の支払を求める事案である。

1 前提事実

以下の事実は、当事者間に争いがないか、又は証拠（該当箇所に掲記）及び弁論の全趣旨により容易に認められる。

（1）当事者

ア　原告は上水道内部洗浄等を目的とする株式会社である（本店は神戸市）。

イ　被告は土木建築等を目的とする株式会社である（本店は栃木県佐野市）。

（2）本件契約の締結等

ア　原告と被告は、平成 20 年頃、原告が被告に対し、上水道配水管内の洗浄に関する「SCOPE 工法」と呼称する工法（以下「SCOPE 工法」という）の普及及び業務管理事務を委託するとの契約（以下「本件契約」という）を締結した。同工法は、上水道管に設けられた地下式消火栓下にあるポール式補修弁から不断水内視鏡カメラを挿入して上水道管内部の経年による汚れの付着具合を調査するとともに、洗管対象管路上の 2 点の地下式消火栓間に超圧縮性特殊 PC ボールを通して、管内を洗浄するというものである。

イ　同契約の契約書 14 条（甲 1・4 頁）には、「本契約中はもちろん、本契約終了後においても、本契約を履行する過程で知ることができた事項を第三者に洩らさないものとします」との条項（以下「本件条項」という）がある。

（3）本件契約の解除

被告は原告に対し平成 24 年 4 月 25 日同契約を解除するとの意思表示をした（乙 1 の 1・2）。

（4）被告によるアクアピグ工法の実施

被告は、平成 25 年頃以降、水道管内の洗浄業務を受託して、「アクアピグ工法」と称する上水道配水管内の洗浄に関する工法を実施している（争いがない。甲 3 参照）。

2 争 点

- (1) 原告の主張する事項が秘密に当たるか
- (2) 被告が秘密を漏洩したといえるか
- (3) 被告が原告から本件工法に関する情報を取得したことの違法性
- (4) 原告の損害額

3 争点についての当事者の主張

- (1) 争点(1)（原告の主張する事項が秘密に当たるか）について

ア 原告の主張

別紙秘密目録記載の各情報（以下「本件情報」という）は、いずれも公然と知られていない有益な技術的情報であり、原告代表者がUSBフラッシュメモリ内のデータとして保存し、データの冒頭に「秘」と表示して管理していた。したがって、本件条項の対象となる秘密に当たる。

イ 被告の認否反論

争う。本件情報はいずれも原告が本件契約締結前から公然と実施し、かつ、平成21年8月27日に公開された原告の特許出願（乙4）や公然実施により公知となった事項の範囲内であり、また、原告が情報提供先に守秘義務を負わせるなど秘密として管理していた事実もないから、秘密とはいえない。

- (2) 争点(2)（被告が秘密を漏洩したといえるか）について

ア 原告の主張

被告は、平成25年2月21日頃下野市、同月25日頃板東市において、「アクアピグ工法」と称してSCOPE工法と酷似する工事を実施し、これにより、第三者（自治体職員や工事関係者）に対して本件情報を漏洩した。

イ 被告の反論

争う。被告が本件契約解除後にSCOPE工法を実施した事実はない。また、工法の実施は秘密の漏洩に当たらないし、被告の施工によって本件情報を第三者が知ったことの具体的な主張立証もない。

(3) 争点(3)（被告が原告から本件工法に関する情報を取得したことの違法性）について

ア 原告の主張

被告が本件契約を締結したのは、原告から SCOPE 工法に関する技術情報の開示を受けるためであり、これにより技術情報を取得したこと自体、取引形態を装った不法行為である。

イ 被告の認否反論

否認する。被告が本件契約を解除したのは、SCOPE 工法が未完成であったこと、原告が被告の水理部門の責任者であった [] を引き抜き、被告に対して必要な技術的情報を伝えなかつたこと、原告が被告と競合して受注を画策したことなどによるものである。

(4) 争点(4)（原告の損害額）について

ア 原告の主張

被告の前記(2)ア、(3)アの各行為により、原告は、被告が SCOPE 工法を実施して得た利益に相当する損害を被つた。SCOPE 工法の請負による利益は 1 件当たり 250 万円を下らない。したがつて上記損害額は 500 万円である。

また、損害賠償請求に要した弁護士費用は 50 万円である。

イ 被告の認否反論

争う。損害額算定の法的根拠が一切明らかでない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（原告の主張する事項が秘密に当たるか）について

(1) 本件条項は「本契約中はもちろん、本契約終了後においても、本契約を履行する過程で知ることができた事項を第三者に洩らさないものとします」というものであるが、「本契約を履行する過程で知ることができた事項」という文言は抽象的・概括的で無限定であるから、当事者の合理的意思を解釈すれば、同条項は、契約上秘密として保護すべき実質を備えたもの、すなわち、公然と知

られていない情報のうち、一方当事者が秘密として管理している技術的・営業的情報（以下「秘密情報」という）であり、かつ、当事者の同業者を基準として第三者に容易に想到し得ない有用なものにつき、他方当事者が第三者に漏洩することを禁止する趣旨の条項と解すべきである。

(2) そして、本件契約の内容からすれば、その履行過程で秘密情報とそうでない情報が混然一体となって提供・伝達されることが当然予想されるから、情報の提供・伝達の相手方にとって、ある情報が秘密情報に当たるかどうかを的確に区別することは極めて困難といわざるを得ない。そうすると、本件契約においてある情報が一方当事者により秘密情報として管理されていたものというためには、当該当事者が内部的に秘密として管理していただけでは足りず、当該当事者が他方当事者に対して秘密として指定することにより、第三者に対する漏洩が禁止される情報であることが明らかにされていることを要するものと解すべきである。

(3) これを本件情報について見ると、本件情報 5(1)ア以外の事項については、被告（担当者：■）が原告側担当者から秘密として指定されたことはないのであるから（証人 ■ 29~33 頁），本件条項により秘密として保護される事項に当たらない。

なお、本件情報 4 につき、証人 ■ は、同事項にいう「数式」及び「断面積比」が秘密であると告げられた旨証言する（同証人調書 30・31 頁）。しかし、これらの具体的な数値自体は秘密目録に記載されておらず、そもそも本件情報 4 に含まれる情報ではないから、その漏洩の可否や有無に基づく損害賠償請求権の成否は当裁判所の審理の対象外である（民訴法 246 条）。

(4) また、本件情報 5(1)アの事項については、証人 ■ はこれを秘密として指定したと証言するが（同調書 31・32 頁），当該情報は単に「洗管ルート上にある全ての給水栓を閉じ、洗管中の汚い水が各家庭に引き込まれないようにする」というものに過ぎず、第三者（基準は当事者の同業者）において容易に想到し

得るものといえるから、本件条項により保護される秘密には該当しない。

(5) なお、本件情報 5(1)ア以外の事項についても、原告の主張は、本件情報 5(3)の「0.75MPa」及び同(4)の「1m/s」という数値の点を除き、いずれも極めて抽象的であり、具体的な技術的情報とはいひ難いものである（逐一列挙しないが、例えば本件情報 1 の第 2 文に「除去器は 3 種類あり、錆瘤の状態、位置により適切に使い分ける」とある点についていと、除去器が 3 種類ある以上これを適切に使い分けるべきこと自体は当然であり、問題は具体的な使い分けのノウハウのはずであるのに、かかるノウハウは秘密目録上一切明らかでない）。また、前記各数値は、原告代表者自身が本人尋問において秘密でないことを自認しているものである（原告代表者本人 26 頁）。したがって、たとえ原告が被告に対して各事項を秘密と指定したとしても、各事項が本件条項の対象として第三者への漏洩が禁止される技術的情報に当たるものということはできない。

(6) 以上のとおりであるから、本争点に関する原告の主張は理由がない。

2 補足説明（争点(2)～(4)について）

争点(1)についての原告の主張に理由がない以上、争点(2)以下については判断するまでもなく原告の請求は理由がない。しかし、当事者の主張に鑑み争点(2)以下について検討すると、以下のとおりいずれも明らかに理由がない。

(1) 争点(2)（被告が秘密を漏洩したといえるか）について

原告は SCOPE 工法の実施が秘密の漏洩に当たると主張するが、工法の実施と秘密の漏洩とは異なる概念であり、工法の実施が直ちに秘密の漏洩に当たるものと解すべき根拠はない。本争点に関する原告の主張はそれ自体失当である。

(2) 争点(3)（被告が原告から本件工法に関する情報を取得したことの違法性）について

ア　原告は、被告が本件契約を締結したのは、原告から SCOPE 工法に関する技術情報の開示を受けるためであり、これにより技術情報を取得したこと自体、取引形態を装った不法行為であると主張する。

イ しかし、技術情報の取得が不法行為に該当するといえるためには、前提として、当該情報が本件契約上秘密として保護されるものでなければならぬと解される（原告も、訴状「第3」において「被告による秘密保持義務違反行為」の表題の下に上記情報取得行為が不法行為に当たる旨主張して、不法行為の客体となるべき情報に秘密性があることを前提としている）。しかし、前記1のとおり本件情報はいずれも本件契約上秘密として保護されるものではない。したがって、本争点に関する原告の主張は前提を欠き理由がない。

(3) 争点(4)（原告の損害額）について

ア 原告は、被告の情報漏洩行為及び情報取得行為により、被告がSCOPE工法を実施して得た利益の額に相当する損害を被ったと主張する。

かかる損害額算定方法は不正競争防止法5条2項に準ずるものであるところ、本件における原告の請求は民法709条に基づくものであって不正競争防止法5条2項の適用はないから、原告の上記主張はそれ自体失当である。

イ そうすると、被告の行為によって原告が上記額の損害を被ったといえるためには、①被告の利益の額の証明、及び、②被告の上記各行為がなければ原告において工事を受注でき、上記と同額の利益を得られたはずであることについての高度の蓋然性の証明がなければならない。しかし、本件においては上記①、②いずれの点も何ら証明がない（被告が受注しなかったとすれば原告の受注が確実であったとはいえないことにつき、原告代表者本人32頁）。

ウ したがって、本争点に関する原告の主張は理由がない。

3 結 語

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれらを棄却すべきである。

神戸地方裁判所明石支部

裁 判 官 相 澤 聰

これは正本である。

平成28年6月30日

神戸地方裁判所明石支部

裁判所書記官 田邊善大